

第7章

21世紀における望ましい教育課程の展望

第7章

21世紀における望ましい教育課程の展望

I 望ましい教育課程の在り方

1. 教育課程の概念等の整理

ア 盲学校、聾学校、養護学校

a 教育課程編成の基本

「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説—総則編—（幼稚園・小学部・中学部・高等部）平成12年3月 文部省」では、教育課程を次のように解説している。

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した教育計画であるといえよう。

— 略 —

以上のことを要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育課程に関する法令に従い、各教科（各教科・科目）、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年等に応じ、授業時数等との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であるといえる。

教育課程については、以上のことを踏まえ、各学校において、全教職員が共通理解を深めることである。

この概念に基づいて教育課程を編成した場合、基本的には、教育課程は、各学校で一つということになる。なお、高等部においては、学科等により複数の教育課程を編成する場合もある。

b 教育課程編成の特例

学校教育法施行規則及び学習指導要領においては、教育課程編成の特例について、次のように示している。

別表1は、盲学校、聾学校及び養護学校における教育課程編成の基本、特例をまとめたものである。

7) 学習が困難な児童生徒に関する特例

①各教科の目標、内容の一部を取り扱わないことができること。

②各教科の目標、内容の全部又は一部を前学年のものに替えることができること。

③中学部の各教科の目標、内容の全部又は一部を小学部のものに替えることができること。

④高等部の各教科・科目の目標、内容の一部を中学部、小学部の各教科の目標、内容の一部に替えることができること。

⑤幼稚園の各領域のねらい、内容の一部を取り入れることができること。

1) 重複障害者に関する特例

①知的障害を併せ有する児童生徒の場合

盲学校、聾学校、肢体不自由養護学校及び病弱養護学校で、知的障害を併せ有する児童生徒については、各教科の目標、内容の一部を知的障害養護学校のものに替えることができること。

②重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童生徒の場合

各教科、道徳、特別活動の目標、内容の一部又は各教科、総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導することができること。

2) 訪問教育に関する特例

障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、学習が困難な児童生徒に関する特例、重複障害者に関する特例によることができること。

3) 療養中及び訪問教育の生徒に通信により教育を行う場合の特例（高等部）

4) 学校教育法施行規則に規定されている特例

①合科的な授業に関する特例

②領域を合わせた授業

③特別な教育課程に関する特例

④教育課程の改善のための研究に関する特例

これらの規定に基づいて、盲学校、聾学校及び養護学校においては、児童生徒の障害の状態等に応じて、複数の教育課程を編成することができ、各学校において、特色のある教育課程を編成し、教育活動を展開している。

各学校においては、アのaでまとめた教育課程の基本を十分理解した上で、特例についての規定を活用することが求められる。特に、養護学校の児童生徒の障害の状態等を考えた時、特例とされる教育課程を編成し、実施することの方が多いのが現状である。教育課程の基本を忘れることなく、特例を十分活用すること

である。

c 個別の教育課程

訪問教育に関する特例により、従来の教育課程の概念を大きく変える個別の教育課程（個の教育課程、個

人の教育課程）が存在するようになっている。訪問教育に関する特例に基づいた教育課程についても、関係する学校において、児童生徒の障害の状態等に応じて工夫されている。

別表1 盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程

	小学部					中学部					高等部				
	盲	聾	知	肢	病	盲	聾	知	肢	病	盲	聾	知	肢	病
基本的な編成によるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特例によるもの															
1 学習が困難な児童生徒に関する特例															
①各教科の目標、内容の一部を取り扱わないことができる	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○
②各教科の目標、内容の全部又は一部を前学年のものに替えることができる	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○
③中学部の各教科の目標、内容の全部又は一部を小学部のものに替えることができる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④高等部の各教科・科目の目標、内容の一部を中学部、小学部のものに替えることができる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○					
2 重複障害者に関する特例															
①知的障害を併せ有する児童生徒の場合	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○
②重複障害者のうち学習が著しく困難な児童生徒の場合	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○
3 訪問教育に関する特例	△	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△	△	○	○	○
4 療養中及び訪問教育の生徒の通信による教育を行う場合の特例											△	△	△	○	○
5 学校教育法施行規則に規定されている特例															
①合科的な指導に関する特例	△	△	○	○	△	△	△	○	○	△	△	△	○	○	△
②領域を合わせた授業に関する特例	△	△	○	○	△	△	△	○	○	△	△	△	○	○	△
③特別の教育課程に関する特例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④教育課程の改善のための研究に関する特例	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

○ 編成、実施 △ 限られた学校で編成、実施 - 該当しない

イ 小学校、中学校、高等学校

a 教育課程編成の基本

「小学校学習指導要領解説総則編 平成11年5月 文部省」では、教育課程を次のように解説している。

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した教育計画であるといえ

よう。

— 略 —

以上のことを要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年等に応じ、授業時数等との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であるといえる。

小学校の解説の内容の一部を引用したが、中学校、高等学校の開設においても同じ趣旨で教育課程について解説している。

この概念に基づいて教育課程を編成すると、基本的には、教育課程は、学校で一つということになる。ただし、高等学校においては、課程や学科による教育課程があり、学校によっては、複数の教育課程を編成する場合もある。

b 教育課程編成の特例

7) 小学校、中学校

小学校、中学校における教育課程編成の特例は、次のようである。

a) 複式学級の場合の教育課程編成の特例

4 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

b) その他の教育課程編成の特例

(7) 特殊学級の場合

特殊学級は、学校教育法第75条の規定による障害のある児童を対象とする学級であるため、対象となる児童の障害の種類、程度などによっては、障害のない児童に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。

そのため、学校教育法施行規則第73条の19第1項では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特殊学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第24条第1項、第24条の2及び第25条の規定並びに第53条から第54条の2までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならぬことは言うまでもない。なお、特殊学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部・中学部学習指導要領を参考にするなど実情に合った教育課程を編成する必要がある。そして、小学校学習指導要領第1章総則第5の2(6)においては、「特殊学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されている。

(小学校学習指導要領解説 総則編)

(中学校学習指導要領解説 総則編においても、同様のことが解説されている。)

(イ) 通級による指導の場合

通級による指導は、小学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。ここでいう特別の指導とは、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とする指導のことであり、指導に当たっては、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標及び内容を参考に学習活動を行うことになる。また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、児童の障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。そして、小学校学習指導要領第1章総則第5の2(6)においては、「特殊学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されている。

—略—

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第24条第1項、第24条の2及び第25条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、前述した特別の指導を、小学校の教育課程に加え、または、その一部に替えることができることになっている。

(学校教育法施行規則第73条の21第1項、平成5年文部省告示第7号)

(小学校学習指導要領解説 総則編)

(中学校学習指導要領解説 総則編においても、同様のことが解説されている。)

(ウ) 私立学校の場合

(イ) 教育課程の改善のための研究の場合

1) 高等学校

a) 教育課程の研究を行うための特例

c 個別の教育課程

通級による指導の場合は、まさしく個別の教育課程に基づき、個別の指導計画が作成され、学習活動が展開される。通級指導教室の教育課程と、小学校、中学校の教育課程との一貫性、連続性が求められる。

2. 特別支援教育における教育課程の在り方

特別支援教育においては、いわゆる特別支援学校（仮称）と特別支援教室（仮称）の教育課程について

検討する必要がある。

その際、次の点について、学習指導要領の検討が必要になるであろう。

①特別支援学校（仮称）学習指導要領の内容

現行の盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領を見直す必要がある。特に、自立活動の目標、内容については、LD、ADHD、高機能自閉症の子どもの指導に効果的なものに変える必要がある。現行の自立活動の目標、内容で十分対応できる、読めるという意見もあるが、0.数%の障害のある児童生徒を視野に入れて作成されたものが6%以上の新たな障害のある児童生徒に対応できる、読めるという考え方には疑問をもっている。

②小学校、中学校の学習指導要領の内容

特別支援教室（仮称）が多くの小・中学校に設置され、LD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある児童生徒が通常の学級で学習する場合には、小学校、中学校の学習指導要領に自立活動の目標、内容、障害のある児童生徒への指導の在り方を明記する必要がある。

ア 特別支援学校（仮称）の教育課程の在り方

特別支援学校（仮称）の在り方については、設置者によりいろいろな設置の形態が考えられる。例えば、現在の盲学校、聾学校、養護学校という障害種別の学校を継続するところ、複数の障害について、一つの学校、同じキャンパスで教育するところなどである。

その際、それぞれの学校にふさわしい教育課程を工夫し、編成する必要がある。

a 障害種別の部門（部）による教育課程を編成する場合

教育課程の基本を踏まえ、特例を活用する。

例 盲教育部門（部）
聾教育部門（部）
重複障害教育（部）

知的障害教育部門（部）
肢体不自由教育部門（部）
病弱教育部門（部）
重複障害教育部門（部）

盲教育部門（部）
聾教育部門（部）
知的障害教育部門（部）
肢体不自由教育部門（部）
重複障害教育部門（部）

b 障害種別の学校における教育課程の編成

基本的には、現行の編成の仕方を踏襲し、工夫、

検討する。

c 個別の教育支援計画の作成と教育課程の編成
個別の教育支援計画を教育課程編成にどのように位置づけ、活用するかを検討する。

イ 特別支援教室（仮称）の教育課程の在り方

現在の特殊学級や通級指導教室の教育課程よりもさらに多様な教育課程を編成する必要がある。

この場合、特別支援教室（仮称）の教育課程を編成すること、個別の教育課程を編成することなど、工夫する必要がある。

①特別支援教室（仮称）で多くの時間、ほとんどの時間を学習する児童生徒のための教育課程

②特別支援教室（仮称）で、週の時間の半分程度を学習する児童生徒のための教育課程

③特別支援教室（仮称）で、週8単位時間まで学習する児童生徒のための教育課程

①から③は、例示であり、児童生徒の特別な教育的ニーズに応じたいろいろなバリエーションが考えられる。教育課程を柔軟に編成できるシステムを作ることである。

ウ 特別支援学校（仮称）の学習指導要領に基づいた教育課程の編成

現行の盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領に基づいた教育課程の編成を基本と考える。しかし、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領及び同解説を併用しなければならない方法を最小限にする工夫が必要である。

さらに、特別支援教室（仮称）が、特別支援学校（仮称）の学習指導要領を参考として教育課程を編成するのであれば、自立活動の目標、内容等に工夫と検討が必要である。

エ 小学校、中学校の学習指導要領に基づいた特別支援教室（仮称）の教育課程の編成

小学校、中学校の学習指導要領に、自立活動（名称は検討）の目標、内容を設け、特別支援学校の自立活動とは、別のものを設定する。このことに加え、障害のある児童生徒に対する指導の留意点を記載し、小学校、中学校の学習指導要領に基づいて、特別支援教室（仮称）の教育課程が編成できるようにする。

オ 特別支援学校（仮称）、特別支援教室（仮称）の教育課程を幼稚園教育要領、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領に基づいて編成

現在、盲学校、聾学校及び養護学校において教育課程を編成するためには、例えば、幼稚部では、幼稚部教育要領と幼稚園教育要領、小学部では、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領と小学校学習指導要領の2冊の教育要領、学習指導要領を読

み、理解する必要がある。さらに、校種別の学習指導要領解説、総則編、国語等の各教科編などを併せて理解する必要がある。

通常の学級で学習する障害のある幼児児童生徒の割合が増加すること、特別支援学校（仮称）、特別支援教室（仮称）の教育内容・方法をすべての教職員が理解することなどを勘案し、教育要領、学習指導要領をすべて一本化して教育課程が編成できるように検討する必要がある。

盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領は、世界に類をみない貴重なものであり、その歴史的な意義も十分に理解した上での提言である。

特別支援教育は、特定の学校の特定の教員により行われるものではなく、すべての学校のすべての教員により行われるものであると考える。

（大南 英明）